

# 運送業における労働災害防止について

奈良労働基準監督署

安全衛生課

# 令和7年 奈良県内 労働災害発生状況（休業4日以上之死傷者）

## 令和7年 業種別労働災害発生状況（前年同期対比）

《確定》

業種	区分	令和7年			令和6年			死傷者数増減状況	
		発生数	休業4日以上者数	死亡者数	発生数	休業4日以上者数	死亡者数	増減数	増減率 (%)
全産業合計		5	1,437	(49)	6	1,418	(98)	19	1.3%
製造業		1	277			272		5	1.8%
鉱業			1			0		1	—
建設業			144		1	117		27	23.1%
運輸交通業			129			143		-14	-9.8%
道路貨物運送業			109			124		-15	-12.1%
貨物取扱業			4			3		1	33.3%
林業			24			18		6	33.3%
商業			247		2	210	(1)	37	17.6%
保健衛生業		1	277	(49)	1	325	(97)	-48	-14.8%
接客娯楽業		1	101		1	97		4	4.1%
清掃・と畜業			68			68		0	0.0%
警備業		1	23			18		5	27.8%
上記以外の各種事業		1	142		1	147		-5	-3.4%

《注1》この統計は、労働者死傷病報告に基づく。（両年とも月末日までに機械入力処理した報告の集計である。）

《注2》■の数字は、死亡者数を内数で示している。

《注3》（ ）の数字は、新型コロナウイルス感染症に罹患した労働者数を内数で示している。

※ 参考：陸上貨物運送事業		113			127		-14	-11.0%
---------------	--	-----	--	--	-----	--	-----	--------

※「陸上貨物運送事業」とは、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業を合わせた呼称である。

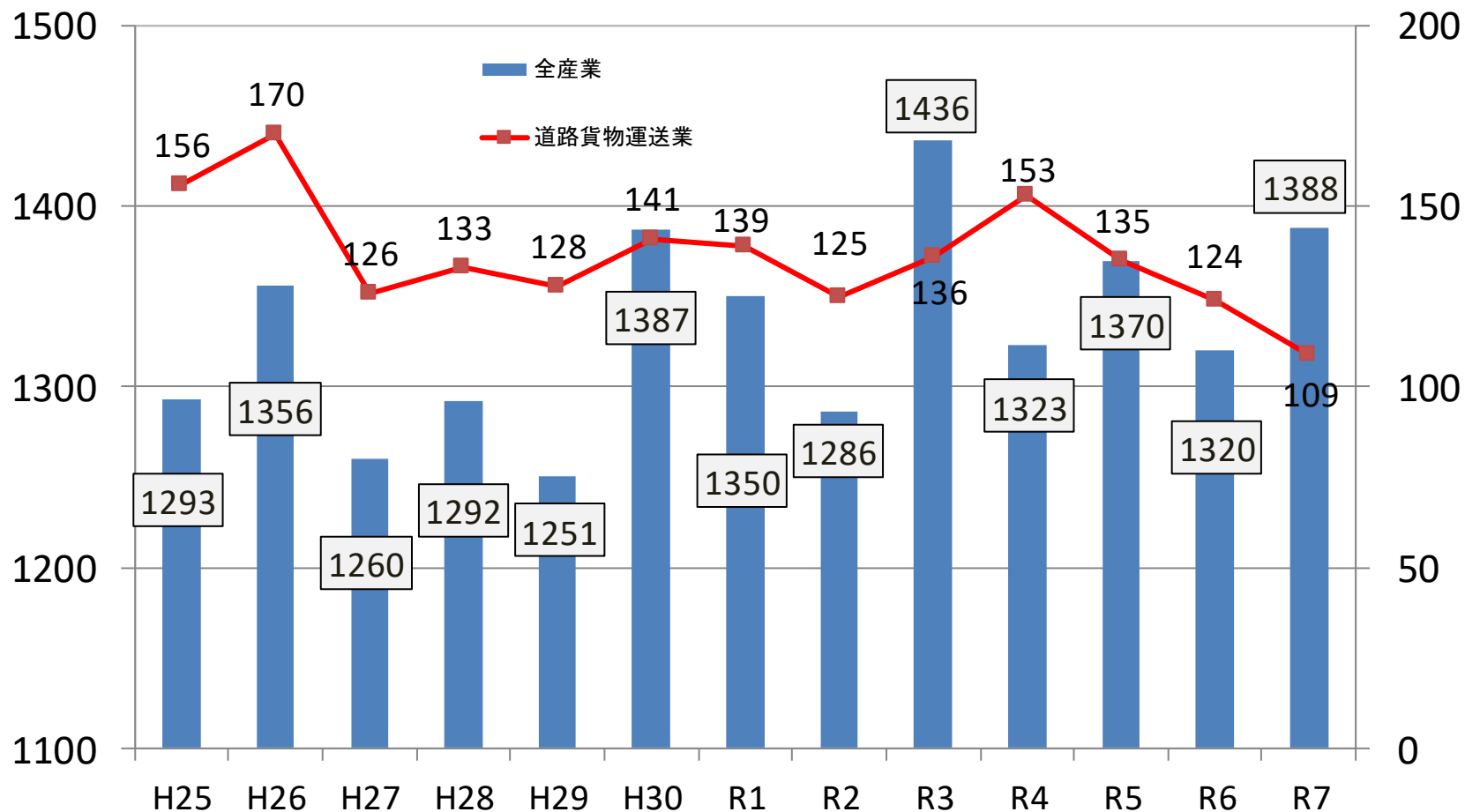
# 令和7年 奈良県内 労働災害発生状況（休業4日以上之死傷者）

## 令和7年 奈良県内の死亡労働災害事例

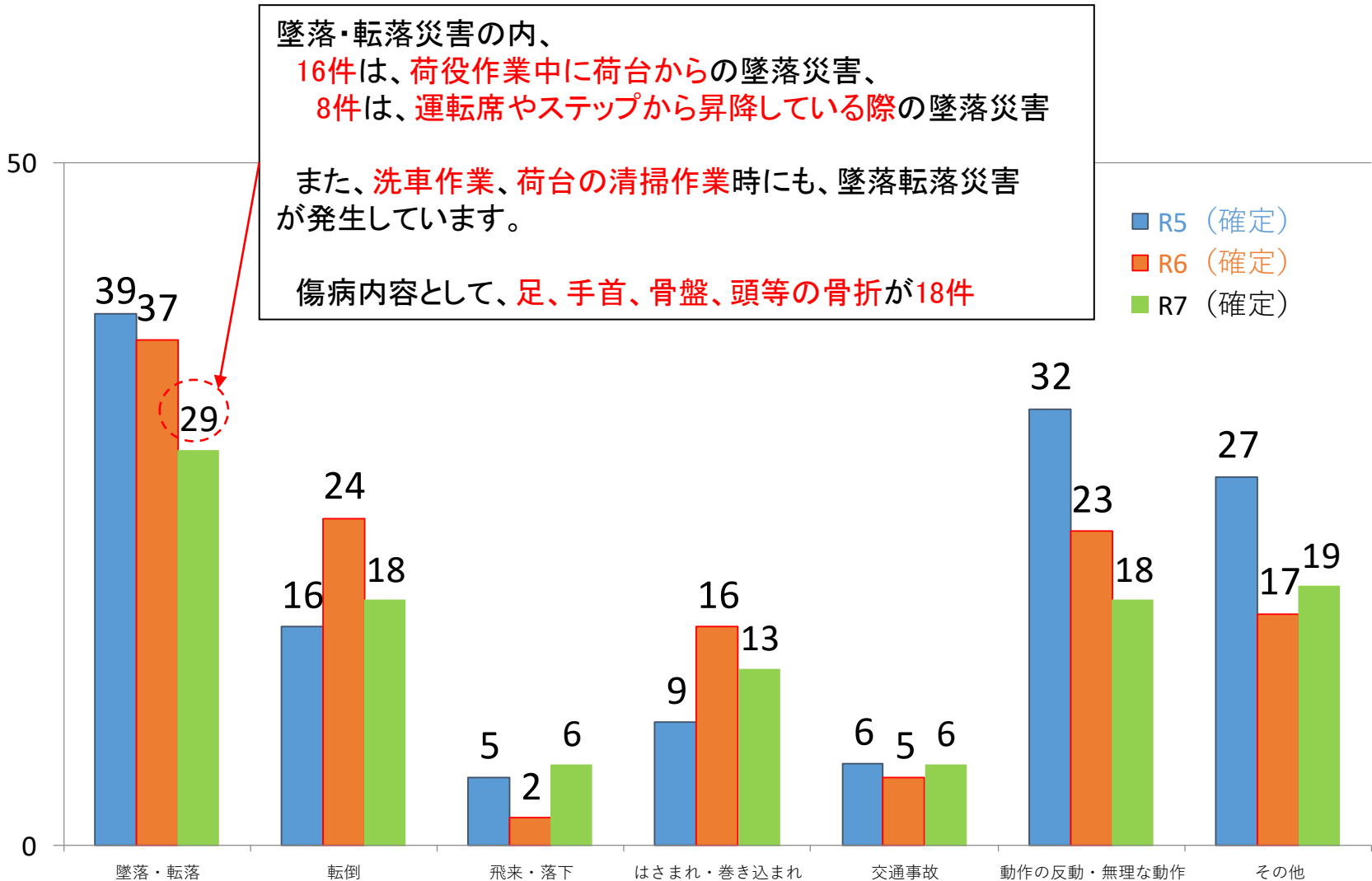
番号	署別	発生日	業種	災害発生概要	起因物 事故の型
1	葛城	2月	製造業	加工用機械の試運転を行い、機械横において作動状況を確認していたところ、回転する羽根に巻き込まれた。	混合機、粉碎機 はさまれ・巻き込まれ
2	奈良	6月	保健衛生業	軽トラックを運転しようとして、上半身だけ車体の中に入れた状態でエンジンをかけたところ同トラックが前進し、 <b>建造物にトラックのドアがぶつかり、ドアと車体にはさまれた。</b>	トラック はさまれ・巻き込まれ
3	葛城	6月	警備業	熱中症（道路工事の交通誘導作業）	高温・低温環境 高温・低温の物との接触
4	大淀	7月	農業	熱中症（公園維持管理作業）	高温・低温環境 高温・低温の物との接触
5	奈良	11月	接客娯楽業	可搬式ディスクグラインダを使用してドラム缶を加工していたところ、ドラム缶内部の可燃性ガスに火花が引火し爆発した。	引火性の物 爆発

# 奈良局管内における道路貨物運送業 労働災害発生件数の推移

(休業4日以上の労働災害 ※新型コロナウイルス除く)



# 道路貨物運送業 事故の型別 労働災害発生状況（奈良局内）



# 運送業における労働災害防止対策

事業者に取り組んでもらいたいこと

## 「荷役5大災害」防止のポイント

### 1. トラック・荷台等からの墜落・転落による災害

⇒ 作業場所の高さに関わらず、**必ず保護帽を着用**すること

### 2. トラック・荷台等での荷崩れによる災害

⇒ 荷を積み込むとき、**必ず積荷の状態を確認**すること

### 3. フォークリフト使用時における災害

⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められた**ルール(作業計画等)に基づき適切に行動**すること

### 4. トラックの無人暴走による災害

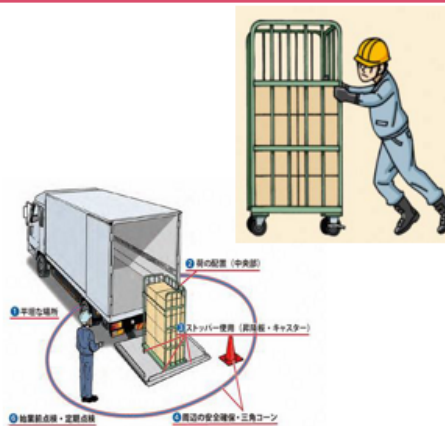
⇒ トラックを降車するとき、**必ず逸走防止措置(※)**を行うこと

(※)逸走防止措置:①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め

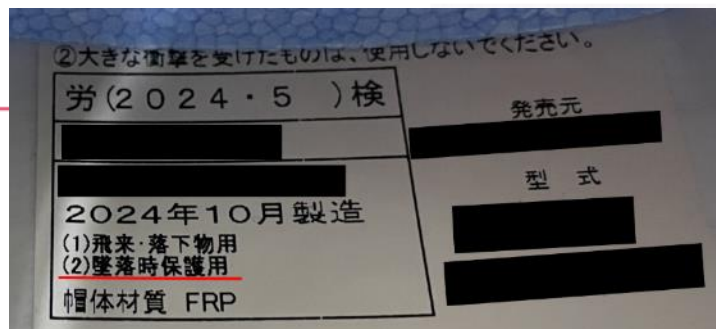
### 5. トラック後退時における災害

⇒ 後退誘導に係る**ルール(作業計画等)を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退**をさせること。

○ 作業に合った**腰痛予防対策**の実施



必ず保護帽を着用!



# 運送業における労働災害防止対策

## 荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

### ●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
  - ・ 墜落、転落による労働災害の防止対策
  - ・ フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
  - ・ 転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
  - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

### 連絡調整

### ●荷主等の実施事項

- 改善基準告示（※）の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整

→ 『安全作業連絡書』の使用

- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
  - 疲労に配慮した休憩時間の確保、着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の協力が  
不可欠

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
  - ・ 走行計画の作成
  - ・ 点呼等の実施
  - ・ 荷役作業を行わせる場合の措置
    - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
    - ・ 荷の適正な積載
- 教育の実施
  - ・ 交通危険予知訓練
- 意識の高揚
  - ・ 交通安全情報マップの作成
- **荷主・元請事業者による配慮等**
  - ・ 過積載運行の防止
  - ・ 改善基準告示（※）の遵守
  - ・ 安全な走行が出来ない発注の禁止
  - ・ 到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

# 運送業における労働災害防止対策

## トラックでの荷役作業時における安全対策の強化

### 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

R5.10.1  
施行

### 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

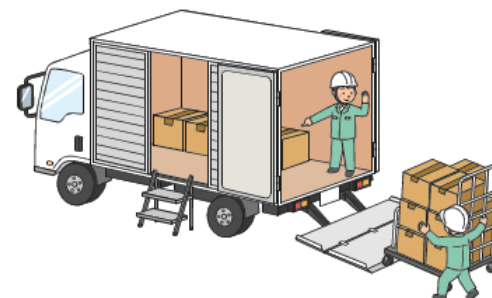
R6.2.1  
施行

### 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

R5.10.1  
施行

トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf>



# 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1  
施行

## ● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、**2トン以上5トン未満**のものが**追加**されます。

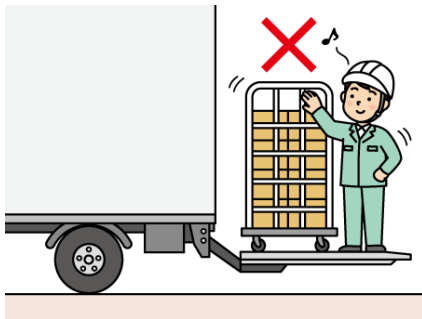
「昇降設備」には、**踏み台等の可搬式**のもののほか、**貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等**が含まれます。

なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
床面から荷の上 又は荷台までの 昇降設備の設置	△	●	○	高さ1.5mを超える箇所で作業を行うときは、安衛則第526条第1項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



原則として、テールゲートリフターの**昇降時**には、**労働者を搭乗させてはいけません。**

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

# 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1  
施行

## ●保護帽について（安衛則第151条の74関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に**保護帽を着用させる義務**の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① **最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車**であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（**平ボディ車、ウイング車等**）。
- ② **最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車**であって、**テールゲートリフターが設置されているもの**（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、**型式検定に合格した「墜落時保護用」**のものを**使用する必要**があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

	2t未満	2t以上 5t未満	5t以上	備考
墜落による危険を防止するための保護帽の着用	△	● (上記①②)	○	高さ2m以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第518条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。
		△ (上記以外)		

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

# 運送業における労働災害防止対策

## 健康保持増進のための 職場訪問支援サービスのご案内

仕事中の「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて  
専門家を無料で派遣・アドバイスや従業員教育を実施します

### 無料支援サービスの内容

#### 健康測定・チェック

- ・健康度や体力、姿勢の測定 ・バランス・ロコモ度チェック
- ・職場環境のチェック ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

#### 社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイスなど

- ・転倒防止のためのバランス運動 ・腰痛予防のための運動
- ・職場でできるストレッチ体操 ・メタボ改善に向けた運動指導等
- ・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等

### 支援までの流れ



転倒や無理な動作が引き起こす腰痛による労働災害は年々増加する傾向にあります。この機会に職場での労働者の健康保持増進をすすめ転倒・腰痛災害を撲滅すると共に「ゼロ災害」の職場づくりを進めて行きましょう！

－まずは、下記連絡先までご相談ください！－



独立行政法人労働者健康安全機構  
奈良産業保健総合支援センター  
<https://www.naras.ihas.go.jp> TEL0742-25-3100

「 令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます 」

# 職場における 熱中症対策の強化について



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

## 早急に求められる対策

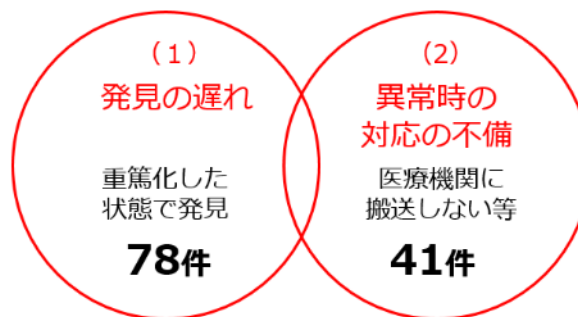
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において  
死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害（R2-R5）の分析結果



100件の内容は以下のとおり



# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日 改正安全衛生規則 施行

## 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、

**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者<sup>※</sup>に義務付けられます。

対象となるのは

**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」**が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

# 職場における熱中症対策の強化について

令和7年6月1日 改正安全衛生規則 施行

## 手順等の作成

- 体外から冷却する措置
- 体内から冷却する措置
- 熱中症を生じた恐れがある作業者を1人きりにしない

## 報告体制の整備

- 作業場の責任者等報告を受ける者の連絡先を定める
- その者への連絡方法を定める。

## 関係者への周知

- 事業場の見やすい箇所への掲示
- メールの送付
- 文書の配布
- 朝礼における伝達等口頭による

**今年も暑いぞ!**

# 熱中症

こんな症状 危険信号!!

こんなときは**すぐに周りの人に伝える**  
 周りに人がいないときは、携帯、場内電話で上司又は事務所へ

**1** (建災 太郎) 090 - XXXX - XXXX  
 (事務所) 03 - XXXX - XXXX

- 生あくびがでる
- めまいや吐き気がする
- 全身が痛い
- ズキンズキンと頭痛がする
- 汗が大量にでる
- まったく汗をかかなくなった

**こんな症状の人を発見したら**  
**携帯、場内電話などで事務所に連絡** (症状、現在位置など)

**1** (事務所) 03 - XXXX - XXXX  
 ( ) - -

近くにいる人が呼びかけても **返事がおかしい** **ぼーっとしている**

**熱中症発生**

涼しい場所や日陰のある場所へ移動する。

**身体を冷やす**

衣服をゆるめ、身体を冷やす。

休憩時間、昼食時に休憩室などに戻ってこない場合は、すぐに確認に行きましょう。

**熱中症に備え、連絡先、連絡方法を確認しておきましょう**

建設業労働災害防止協会

**報告があったら**

# 熱中症

すぐに行動 手遅れにならないために

本人から離れず、責任者の指示で行動

**意識は** ない ある

応答が鈍い 言動がおかしい

**119**

救急病院 ( XX病院 )  
 03 - 1234 - 5678

**#7119**  
(意識がある場合など、救急車を呼ぶのではなく、専門医の指示を受ける。)

救急車を呼ぶか、又は救急病院へ搬送する。

**作業所の緊急連絡網**

発注者 (△△役所 03-XXXX-XXXX)  
 設計事務所 (〇〇設計 03-XXXX-XXXX)  
 労働安全衛生委員会 (××監督署 03-XXXX-XXXX)  
**2** 社 (□□建設 03-XXXX-XXXX)  
 協力会社 (××工務店 03-XXXX-XXXX)

救急車が到着するまで容体を観察し続けます  
※この間、本人を一人にしない。

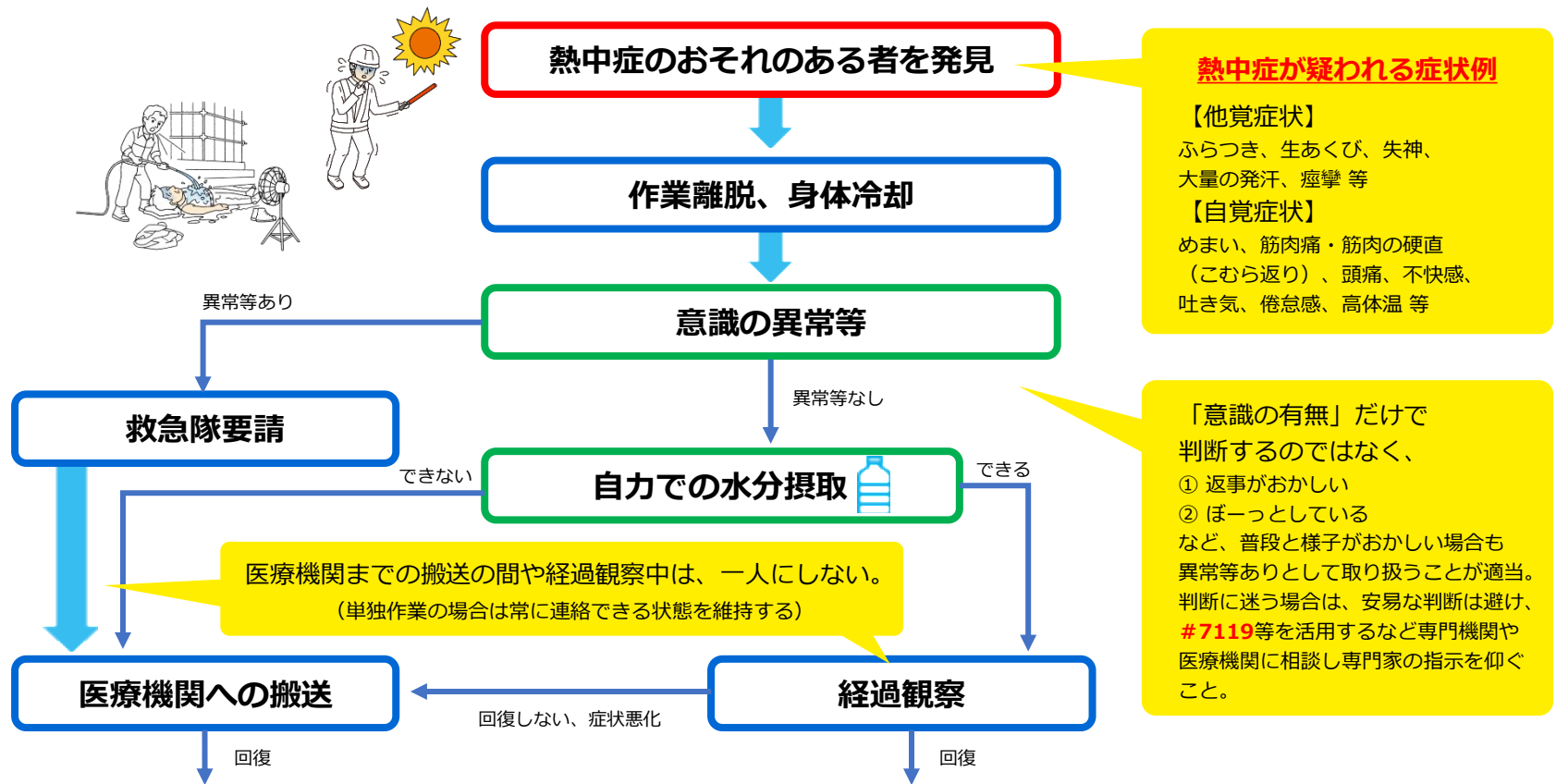
水、保冷剤、エアコン、扇風機、うちわなどで、身体を冷やす。

飲めるようであれば水分をこまめに飲ませる。

**搬送先、応急措置など緊急時の手順を確認しておきましょう**

建設業労働災害防止協会

# 熱中症のおそれのある者に対する処置の例（フロー図）



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、  
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

# 働く人の 今すぐ使える 熱中症ガイド



## 「令和8年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導など経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を支給します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。
- 申請の前に、本リーフレットのほか、必ずホームページに掲載したQ&Aもご確認ください。→



補助金申請受付期間 令和8年5月20日(水)~10月31日(土)

ただし、専門家総合対策コースの第1段階の申請期限は8月31日(月)

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中であっても申請受付を終了することがあります。

## Ⅱ 熱中症対策コース 【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

### 補助対象

◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入

◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

(温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。  
例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます)

#### 【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ 体温を下げるための機能のある服や装備
- ・ 作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー  
(熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等)

#### 【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・ アイススラリー又は保冷剤を冷やすための専用の冷凍ストッカー  
(アイススラリー又は保冷剤を保冷できる機器で、最大は400Lまで)

※アイススラリー、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入

(使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る)



# 令和8年度 全国安全週間(第99回)

7月1日～7日《準備期間:6月1日～30日》

スローガン『多様な人材 全員参加  
みんなで育てる安全職場』

ご安全に



ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare